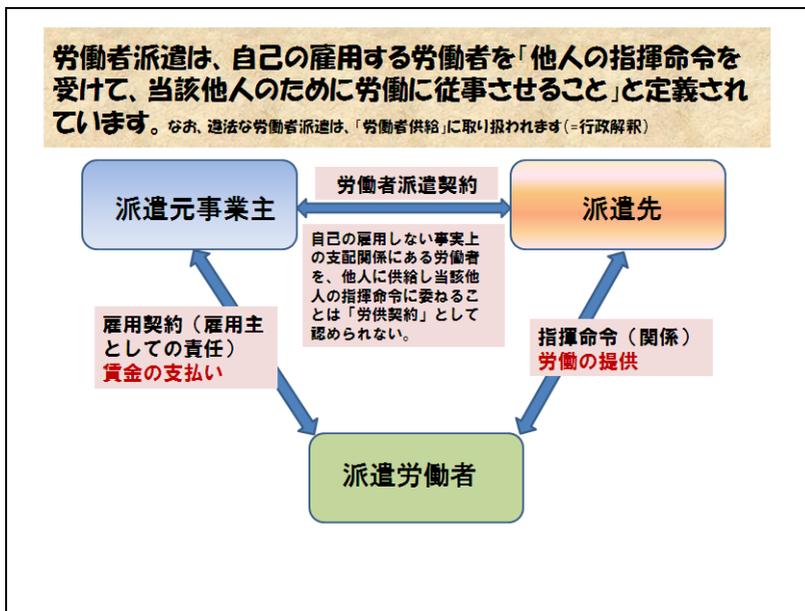


12-4 労働者派遣とは



労働者派遣は、「派遣労働者が派遣先の指揮命令の下で労働に従事しているにもかかわらず派遣先との間に雇用関係が存在しない」、いわゆる「雇用」と「使用」の分離に特徴がある。

労働者派遣法（昭 61. 7. 1 施行）第 2 条第 1 号は、労働者派遣を次のように定義する。

すなわち、「自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい（\*）、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする」と。

（\*）日本の労働者派遣法は、もともと職業安定法第 4 条において禁止されていた「労働者供給事業」の一部を合法化し、派遣元事業主として認知したものである。ところで、単に、派遣元事業主が労働者供給の合法版である限りにおいては、供給された（派遣）労働者は派遣先と労働契約を結び（派遣先との間に労働関係が成立）、その指揮命令の下に労働に従事するはずであるが、労働者派遣法は、ここに、法律上の擬制を持ち込む。

派遣労働者は、労供（派遣元事業主）との間に雇用関係があるとして法律上の擬制を施し、指揮命令権のみを派遣先に移したのである。

昭和 60 年 7 月 5 日制定の労働者派遣法は、このように、二重の意味で、近代的労働契約に擬制の施しを加えたものとなった。